

大口町週休2日工事实施要領

大口町週休2日制工事实施要領（令和5年大口町告示第108号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、大口町が発注する建設工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く。）において、企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業における週休2日の更なる普及に向けて取り組むため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）をいう。
- (3) 休工率 休工日数を第4条に規定する対象期間の日数で除して得た率をいう。
- (4) 工事完了日 完了届提出日をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち大口町が指定するものとする。

- (1) 現場条件等により工期の延期が生じかねない不確定な要素又は数量が増減する要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事
- (2) 予定価格が3,000万円を超える工事
- (3) 次条に規定する対象期間がおおむね4週間以上の工事
- (4) 工程が現場の条件に大きく制約されない工事
- (5) 緊急を要しない工事

(対象期間)

第4条 対象期間は、契約締結日の翌日から工事完了日までのうち、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除いた期間をいう。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始する日までの期間。ただし、現場事務所等の設置及び測量を行う場合は、この期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

(週休2日工事の形式)

第5条 週休2日工事の形式は、次に掲げるとおりとする。ただし、雨天等による振替休工は、完全週休2日における休工とは認めず、休工率の算出における休工には含めるものとする。

- (1) 完全週休2日 対象期間内において、土曜日、日曜日及び祝日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日まで）で振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。
- (2) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において、休工率が28.5パーセント（4週8休）以上であることをいう。
- (3) 通期の週休2日 対象期間内において休工率が28.5パーセント（4週8休）以上であることをいう。

(費用の計上等)

第6条 週休2日工事については、次により経費の補正を行う。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務に

については、補正の対象としない。

- (1) 別表第 1 による経費区分の部に掲げる経費に応じ、同表休工状況に応じた補正係数の欄に掲げる係数を乗じた経費の補正を行うものとする。
- (2) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表第 2 により、土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別表第 3 により、下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表第 4 によるものとする。
- (3) 対象工事の当初設計においては、月単位の週休 2 日（4 週 8 休）の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、最終変更設計時に休工状況に応じて各経費を補正し、変更契約する。

（取組内容）

第 7 条 週休 2 日工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書において以下のことを明示する。
 - ア 本要領の対象工事であること
 - イ 非対象期間を設定する場合はその内容
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「（週休 2 日）」を追記する。
- (3) 受注者は、大口町公共工事の施行に関する事務取扱要綱（平成 3 年大口町訓令第 8 号。以下「要綱」という。）第 26 条に規定する工事施工計画書に添えて、休工予定日及び非対象期間がわかる休工取得計画を、工事担当課長に提出する。
- (4) 受注者は、毎月 5 日までに、当該月の前月分の休工予定日及び非対象期間を明示した実施結果をカレンダー形式にて提出し、監督員による確認を受ける。
- (5) 受注者は、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告する。
- (6) 発注者が週休 2 日工事に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 受注者は、通期の週休 2 日が達成できなかった場合には、未達成の要因及び改善策を工事完了届とともに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(その他必要事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和7年5月7日 大口町告示第73号)

この要領は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補正係数

		休工状況に応じた補正係数		
		月単位の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日未満 （補正なし）
経費区分	労務費	1.04	1.02	1.00
	機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
	共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
	現場管理費率	1.05	1.03	1.00

別表第 2（第 6 条関係）

土木工事市場単価の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02

道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表第3（第6条関係）

土木工事標準単価の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03

構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割		1.01	1.01

れ誘発目地設置工			
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

別表第 4 (第 6 条関係)

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02